(四) ヒュージブルリンクの強度　感知継手にヒュージブルリンクを有するものにあっては、温度二十度（標示温度が七十五度以上のものにあっては、感熱体周囲温度より二十度低い温度）の空気中において、その設計荷重の十三倍の荷重を十日間加えても破損しないこと。

(五) グラスバルブの強度　感知継手にグラスバルブを有するものにあっては、次のイからハまでに適合するものであること。

イ　標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合でグラスバルブ内の気泡が消滅する温度（標示温度の九十三パーセントの温度に到達した場合においてグラスバルブ内の気泡が消滅しないものにあっては、当該温度）まで加熱した後、大気中に放置して常温に戻す試験を繰り返し六回行っても異常がないこと。

ロ　標示温度より二十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で標示温度より十度低い温度まで加熱し、この温度を五分間維持した後、温度十度の水中に入れても亀裂又は破損を生じないこと。

ハ　設計荷重の四倍の荷重を感知継手の軸心方向に加えても亀裂又は破損を生じないこと。

(六) 分解部分の強度　感知継手の分解部分は、設計荷重の二倍の荷重を感知継手の中心軸方向に外部から加えても破壊しないこと。

(七) 振動試験　感知継手は、全振幅五ミリメートルで毎分千五百回の振動を三時間加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものであること。

(八) 水撃試験　感知継手は、ピストン型ポンプを使用し、毎秒〇・三五メガパスカルから三・五メガパスカルまでの圧力変動を連続して四千回加えた後、二・五メガパスカルの圧力を五分間加えても漏水しないものであること。

(九) 腐食試験　感知継手は、次のイ及びロに適合するものであること。

イ　濃度五十パーセントの硝酸水溶液に三十秒浸漬し、水洗いした後、濃度十グラム毎リットルの硝酸水銀の水溶液に三十分間浸漬しても亀裂又は破損を生じないものであること。

ロ　五リットルの試験器の中に濃度四十グラム毎リットルのチオ硫酸ナトリウム水溶液を五百ミリリットル入れ、硫酸を体積比で硫酸一対蒸留水三十五の割合に溶かした溶液百五十六ミリリットルを千ミリリットルの水に溶かした溶液を十二時間ごとに十ミリリットルずつ加えて発生させる亜硫酸ガス中に四日間放置しても機能に異常を生じないものであること。

(十) 作動試験　次のイからハまでに適合するものであること。

イ　感知継手を液槽内に入れ、当該感知継手の標示温度より十度低い温度から温度一度毎分以内の割合で温度上昇させた場合に感知継手の作動する温度の実測値は、その標示温度の九十七パーセントから百三パーセントまで（グラスバルブを使用している感知継手にあっては、九十五パーセントから百十五パーセントまで）の範囲内であること。

ロ　グラスバルブを使用している感知継手のうち、(五)イの試験を行った場合、グラスバルブ内の気泡の消滅するものは、グラスバルブ内の気泡の消滅温度の実測値がその消滅温度の標準値の九十七パーセントから百三パーセントまでの範囲内にあるものであること。

ハ　感知継手は、その軸線を垂直にした状態から四十五度に傾斜した状態までの取付け範囲において、放射圧力〇・一メガパスカルで放射させても正常に作動するものであること。

(十一) 感度試験　感知継手は、次の表の上欄に掲げる標示温度区分に応じ、同表中欄及び下欄に掲げる試験条件で水平気流に投入した場合において、次の式により算出される時間以内で作動するものであること。

標示温度区分	試験条件	
	気流温度（度）	気流速度（メートル毎秒）
七十五度未満	百三十五	一・八
七十五度以上百二十一度未満	百九十七	一・八

$$t=\tau\times\log_e\left(1+\frac{\theta-\theta_r}{\delta}\right)$$

t　作動時間（秒）
τ　時定数（秒）　四十以下の設計値
θ　感知継手の標示温度（度）
θr　投入前の感知継手の温度（度）
δ　気流温度と標示温度との差（度）

(十一) 表示　次のイからチまでに掲げる事項を、見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

イ　製造者名又は商標
ロ　製造年
ハ　標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標示温度の区分	色別
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白

ニ　取付け方向
ホ　流水方向を示す矢印
ヘ　直管に相当する長さで表した圧力損失値
ト　感知継手である旨の表示
チ　感知範囲半径

第四　有効感知範囲の試験方法

特定駐車場用泡消火設備は、次の各号に掲げる試験方法により有効感知範囲が確認されたものであること。

一　閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにあっては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 閉鎖型泡水溶液ヘッド

閉鎖型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の感知範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。

(二) 火災模型

別図第七に示すように配置した〇・八平方メートルの正方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを二十四リットル入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。

(三) 感知

(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

二　感知継手における省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の感知継手にあっては、当該感知継手と同一の構造の標示温度が七十九度未満の感知継手における試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。

(一) 感知継手

感知継手は、床面の各部分が一の感知継手の設計上の感知範囲に包含されるよう当該感知継手間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。